

令和 6 年 9 月 3 0 日

大分県竹田市長

土居 昌弘

様

#00000001

調整給付金支給確認書

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和 6 年 1 1 月 2 9 日 までに、この確認書と本人確認書類等を返却して下さい。
審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法 口座振込 支給日 確認書を受領した日から概ね30日以内
支給額 万円
支給口座 分類 普通預金 口座番号
口座名義

※空白の場合は、裏面に振込口座を記入してください。

※口座番号を印字している方は、公金受取口座として2024年9月18日時点で登録されている情報を使用しています。

(1) 調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額(①)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得分割分の 控除不足額(②)	控除不足額(③) (①+②)
			調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)
			万円

注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

※令和6年中に市外に転出予定又は転出された方には、本確認書が、追加給付に際して必要となることがあるため、写し(コピー)を取って大切に保管ください。

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等)の写し(コピー)を添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄(□)にレを入れてください。

【私は給付金を受給しません □】

※裏面も必ずご確認ください。

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

上記記載内容に異議ありません。

氏名		確認日	令和 年 月 日	連絡先 電話番号	
----	--	-----	----------	-------------	--

(B Z N O 4 0 5 F)